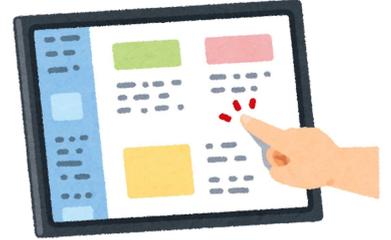


ひとり だいたんまつ かさまし 1人1台端末をつかうときのルール（笠間市）

1 つかうときのめあて

- ・笠間市からかし出された端末は、学しゅうのためにつかう。



2 端末のとりあつかい

(1) 小学生・義務教育学校生

- ・1年生から5年生まではiPad（アイパッド）をかし出し、5年生まで同じものをつかう。
- ・6年生（義務教育学校6年生から9年生）はChromebook（クロームブック）をかし出し、卒業まで同じものをつかう。

(2) 中学生

- ・1年生から3年生までは、Chromebookをかし出し、卒業まで同じものをつかう。

(3) きょう通

- ・端末と付属品は、5年生（義務教育学校5年生）の修了及び中学校卒業のときに学校へもどす。また、市外の学校へかわるときも、同じです。
- ・端末のネットワークについては自分でかえない。

3 つかい方

(1) 学校

- ・端末はかく学校の学しゅうのきまりにしたがってつかう。
- ・とう下校中は、ランドセルに入れてもちほこぶようにする。

(2) 家てい

- ・かぞくと話し合いをもち、ルールを決めてつかう。（つかい方、時間など）
- ・端末をつかうときのやくそくカードをつくり、見えるところにはる。
- ・かぞくのみんなが分かるところにおく。
いつも同じところへおくようにする。
- ・学校にもつてくるときには、家で十分にじゅう電をする。
学校では、じゅう電はできません。
- ・つかうアプリは学校でかん理する。
自分では、インストールできない。



(3) きょう通

- ・学校・自分の家などでつかう。(家でいえの学がくしゅうにもつかいます)
- ・なくす、ぬすまれる、おとす、水みづにぬれることがないよう十分じゅうぶんに気きをつけてつかう。
- ・ウェブページをしらべるには、せいげんがかけられているので、学がくしゅうにあつた内ないようをしらべる。
- ・自分じぶんやほかの人のひとのこじんじょうほう (名前なまえ、じゅうしょ、電話番でんわばんごう、写しゃしん など) は、インターネット上じょうこうに公こうかいしない。
- ・端末たんまつで写しゃしんをとったり、ろく音おんやろく画がをしたりするときには、かならずきよかをとる。(友ともだち、せんせい、ちいちいきの方かた、たてもたの など)
- ・端末たんまつから S N S などへの書かきこみはしない。
- ・端末たんまつのパスコード、アカウントの ID やパスワードは人ひとに教おしえず、自分じぶんでかん理りする。
- ・端末たんまつをほかの人ひとにかしたり、つかわせたりしないようにする。
- ・端末たんまつをきずつけたり、落らく書がきをしたりしない。
- ・端末たんまつの画がめんは、ゆびかタッチペンでふれ、えんぴつや先さきのとがったもの、じしゃくなどを近づけたりしない。
- ・端末たんまつの近ちかくでのんたんだり食たべたりしないようにする。



4 体からだのけんこうについて

- ・正しいしせいで、画がめんを見みるようにする。目めを画がめんから30cmいじょうはなす。
- ・へやの明あかるさに合あわせて、画がめんの明あかるさをちようせいする。
- ・30分ぶんに1回かいはタブレット画がめんから目めをはなして、20びょうい上じょうとお遠みくを見る。
- ・ねる1時間じかんまえ前まえにはつかうのをやめる。

5 ふぐあいやこしょうについて

- ・端末たんまつ本体ほんたいやインターネットなどがつかえないときには、学校がっこうへれんらくする。また、なくしてしまったり、ぬすまれてしまったりしたときも、同じようにする。
- ・こい または、じゅうだいなかしつなどにより、端末たんまつやふぞくひんがつかえなくなったときは、お家うちの方かたにしゅう理りなどのだい金きんのしはらいをおねがいすることがある。

6 し用ようのせいげん

- ・端末たんまつのし用ようについて、上うえに書かかれたことがまもられないときは、し用ようのせいげんをすることがある。